

当社福崎工場内で発生した油漏洩事故に おける不適切事案について (概要)

株式会社かんでんエンジニアリング

2025年7月31日

(1) 発覚・調査の経緯

- ・2025年5月に関西電力グループの内部通報窓口にて相談を受付。

【相談の概要】

当社福崎工場内で2024年5月13日に発生した油漏洩事故について、翌日に消防署に対して「植物油が漏れた」と報告したが、実際には違う液体であった。

- ・社外の弁護士による慎重かつ客観的な調査（資料収集と事実関係の確認等）を実施。

(2) 調査の体制等

体制：社外弁護士、関西電力送配電株式会社コンプライアンス推進本部、
当社事業サポート本部（コンプライアンス担当）

期間：2025年5月～ 2025年7月

調査項目：油漏洩事故に関する事実および一連の経緯の把握

方法：関係資料の調査、関係者 6 名に対するヒアリング調査

2. 調査の結果

【1971年】

- ・福崎工場は、消防法に基づいた危険物の製造所の設置許可を取得し、製造所（製造設備）を設置。

【2016年1月】

- ・福崎工場の**既設設備において、危険物（合成油）に加えて指定可燃物（植物油）を製造する届出を消防署に提出**し、受理された。

【2020年10～12月】

- ・福崎工場において、新たな製造設備の建設検討の際に、消防署から、既設設備での指定可燃物の製造に関する質問を受け、当社担当者は、2016年に危険物設備（合成油）と指定可燃物設備（植物油）の併用を届け出て、受理されていることを把握しておらず、**「指定可燃物は専用設備で製造している」と虚偽の回答**をした。

【2024年5月13日】

- ・福崎工場において、**合成油（危険物）の漏洩※が発生**。

※漏洩した油は工場構内にとどまっており、全量回収し、工場敷地外への流出は確認されておりません。また、回収した油は産業廃棄物として適切に処理しております。

【2024年5月14日】

- ・当該事業部における事故対策会議後に、消防署へ油漏洩事故を「危険物が漏洩した」と報告したものの、その後に2020年の説明とつじつまを合わせるべく、**事業部の長の判断のもとで「漏洩した油は植物油（指定可燃物）」と訂正の虚偽報告**を行った。
- ・虚偽報告は、**当該事業部内において複数名の関係者が関与**していた。
- ・油漏洩事故以降、事故後の消防署からの立入検査時の聴取等においても、**植物油が漏洩したとする対応を一貫**した。

・2020年に実態と異なる虚偽の回答をしたこと、および、2024年に漏洩した油種に関して虚偽報告をしたことは、早期に是正できなかったことも含めて、関係法令にもとる**重大なコンプライアンス違反であり、当社として大変重く受け止めております**。

・なお、上記の調査結果について、今般消防署へ報告しております。引き続き、ご指導等を踏まえ適切に対応してまいります。

3. 当面の改善策

・虚偽の報告をし、その後も是正できなかったことは、重大なコンプライアンス違反であり、大変重く受け止めております。

実施項目	概 要	実施時期
コンプライアンス意識の再徹底	・各種コンプライアンス研修において本事案を周知し、意識啓発を行う。	随時
	・経営層を対象としたコンプライアンス研修を実施する。	2025/8以降
	・コンプライアンス徹底に関する社長メッセージを発信する。	本日
情報管理・運用体制の整備・強化	・事業活動に重要な情報が一部の関係者に限定されないように、適切な情報管理・運用の仕組みを検討し整備・強化する。	2025/8～
同種事案の調査	・同種の不適切事案が他にないか、調査を実施する。	2025/8

当社として、速やかに改善策を講じる等、引き続き、コンプライアンスを重視する組織風土の醸成に全力を尽くしてまいります。

参考． 消防法第四類危険物等について

- ・漏洩した合成油の引火点は、160℃以上であり下表の第三石油類に該当します。
- ・第一石油類（ガソリン等）と比較し、引火点が高いものです。
- ・漏洩した合成油は全量回収し、工場敷地外への漏油はなく、産業廃棄物として適切に処理しており、環境影響や人の健康被害はありません。

項 目	概 要	
第四類 危険物	特殊引火物	引火点が-20℃以下で沸点40℃以下 または発火点が100℃以下
	第一石油類 （ガソリンなど）	引火点が21℃未満（非水溶性）
		引火点が21℃未満（水溶性）
	第二石油類 （灯油、軽油など）	引火点が21℃以上70℃未満（非水溶性）
		引火点が21℃以上70℃未満（水溶性）
	第三石油類 （重油など）	引火点が70℃以上200℃未満（非水溶性）
		引火点が70℃以上200℃未満（水溶性）
	第四石油類	引火点が200℃以上250℃未満

項 目	概 要	
指定 可燃物	可燃性液体類 （植物油系絶縁油）	引火点が250℃以上